○厚生労働省告示第三百八十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和六年十二月二十七日　厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。 一～六十二　（略） 六十三　免疫性血小板減少症 六十四～百五十三　（略） 百五十四　睡眠時棘（きょく）徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 百五十五～三百四十一　（略） 三百四十二　ＬＭＮＢ１関連大脳白質脳症 三百四十三　ＰＵＲＡ関連神経発達異常症 三百四十四　極長鎖アシル－ＣｏＡ脱水素酵素欠損症 三百四十五　乳児発症ＳＴＩＮＧ関連血管炎 三百四十六　原発性肝外門脈閉塞症 三百四十七　出血性線溶異常症 三百四十八　ロウ症候群	難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。 一～六十二　（略） 六十三　特発性血小板減少性紫斑病 六十四～百五十三　（略） 百五十四　徐波睡眠期持続性棘（きょく）徐波を示すてんかん性脳症 百五十五～三百四十一　（略） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）